



第20回児童虐待防止対策協議会	資料1-4
平成29年11月22日	

# 文部科学省における 児童虐待への対応について

平成29年11月22日(水)

第20回児童虐待防止対策協議会

# 文部科学省における児童虐待への対応

- ✓ 児童虐待への対応については、その発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携する必要がある。

## 1. 学校等における児童虐待への対応

学校、教育委員会における早期発見や早期対応の取組等

## 2. 家庭・地域社会における取組の推進

訪問型家庭教育支援における取組

# 1. 学校等における児童虐待への対応

## 関係機関との連携強化(虐待防止法4条1項、5条2項)、学校等から児童相談所への情報提供(同法13条の4)

- ・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
- ・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供等の適切な運用に努める。

## 児童虐待の早期発見(虐待防止法5条1項)

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を発見した場合

## 児童虐待の早期対応(虐待防止法6条1項)

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる

※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

## 要保護児童対策地域協議会への参画(児童福祉法25条の2)

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

## 学校等間の情報共有について(平成27年7月31日付け文科初第335号)

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等間の適切な連携を進める。

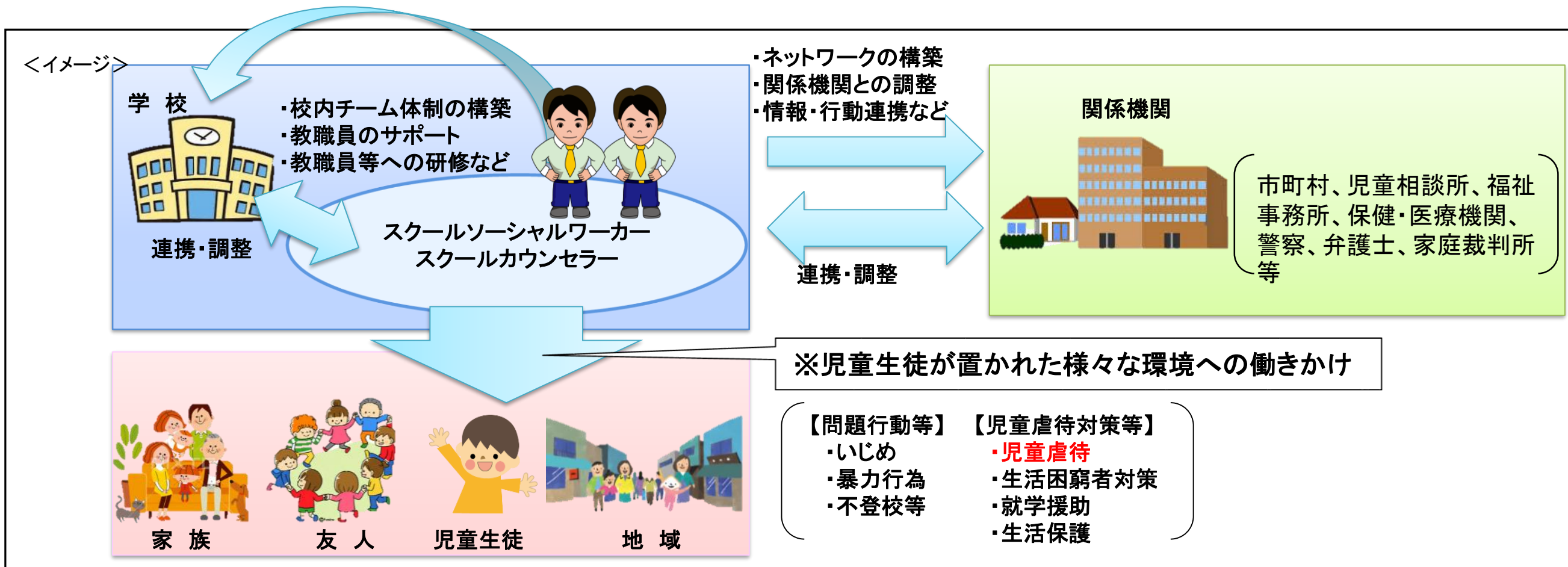
## 児童虐待等に係る研修の実施(虐待防止法4条2項・3項)

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文部科学省作成、H21.5配布)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

# 学校をプラットフォームとした児童虐待への対応

## 現 状

- 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
- 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。



## 対 応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー（SSW）及びスクールカウンセラー（SC）の配置を充実。  
平成30年度概算要求額 スクールソーシャルワーカー活用事業 1,842百万円、8,047人（1,258百万円、5,047人）  
スクールカウンセラー等活用事業 4,806百万円、27,500校（4,559百万円、26,000校）  
【目標（H31年度まで）は、SSWは全中学校区（1万人）、SCは全公立小・中学校（27,500校）】
- **加えて、虐待対策のための重点加配。**
- SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。

# 2. 家庭・地域社会における取組の推進

## 教育・福祉連携プラットフォームによる一体的な家庭支援モデル構築事業（訪問型家庭教育支援等）

### 事業の概要

30年度要求額 44百万円(29年度予算額 20百万円)

家庭教育支援チーム等と子育て支援などの福祉関係機関等との連携体制(プラットフォーム)を構築し、  
 ①地域社会における孤立や共働きによる多忙などにより、従来型の家庭教育支援では支援が行き届きにくい保護者や、不登校や貧困等の課題を抱える保護者に対しては、個別の訪問型支援によるきめ細かな寄り添う支援を行う。  
 ②家庭教育に関心が高い保護者をはじめとするすべての保護者に対しては、日常的な悩みや不安を早い段階で気軽に相談でき、解決できるよう、家庭教育支援と子育て支援、母子保健等に関する相談窓口をワンストップ化するなど、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備する。

### 推進体制

#### 都道府県(8か所)

- 事業全体に係る総合調整
- 市町村への評価・助言
  - ・関係機関等との連携・協力を推進するための協議会を設置。
  - ・各市町村に対する評価・助言。

#### <①訪問型家庭教育支援の推進:5か所>

※①と②は申請時に都道府県が選択。

##### ● 訪問型家庭教育支援を担う人材の養成

市町村における取組の中核となる人材を対象に、訪問型支援に必要な知識等を学ぶ養成講座等を実施。

#### <②子育て支援と家庭教育支援の連携:3か所>

##### ● 子育て支援、母子保健等の関係機関との連携体制整備等

- ・子育て支援と家庭教育支援の連携・協働に関する優良事例の収集・展開等を行う。
- ・都道府県レベルでの連携・協働体制の構築を行う。

↓委託

#### 市町村(3か所/1都道府県)

#### <①訪問型家庭教育支援の推進>

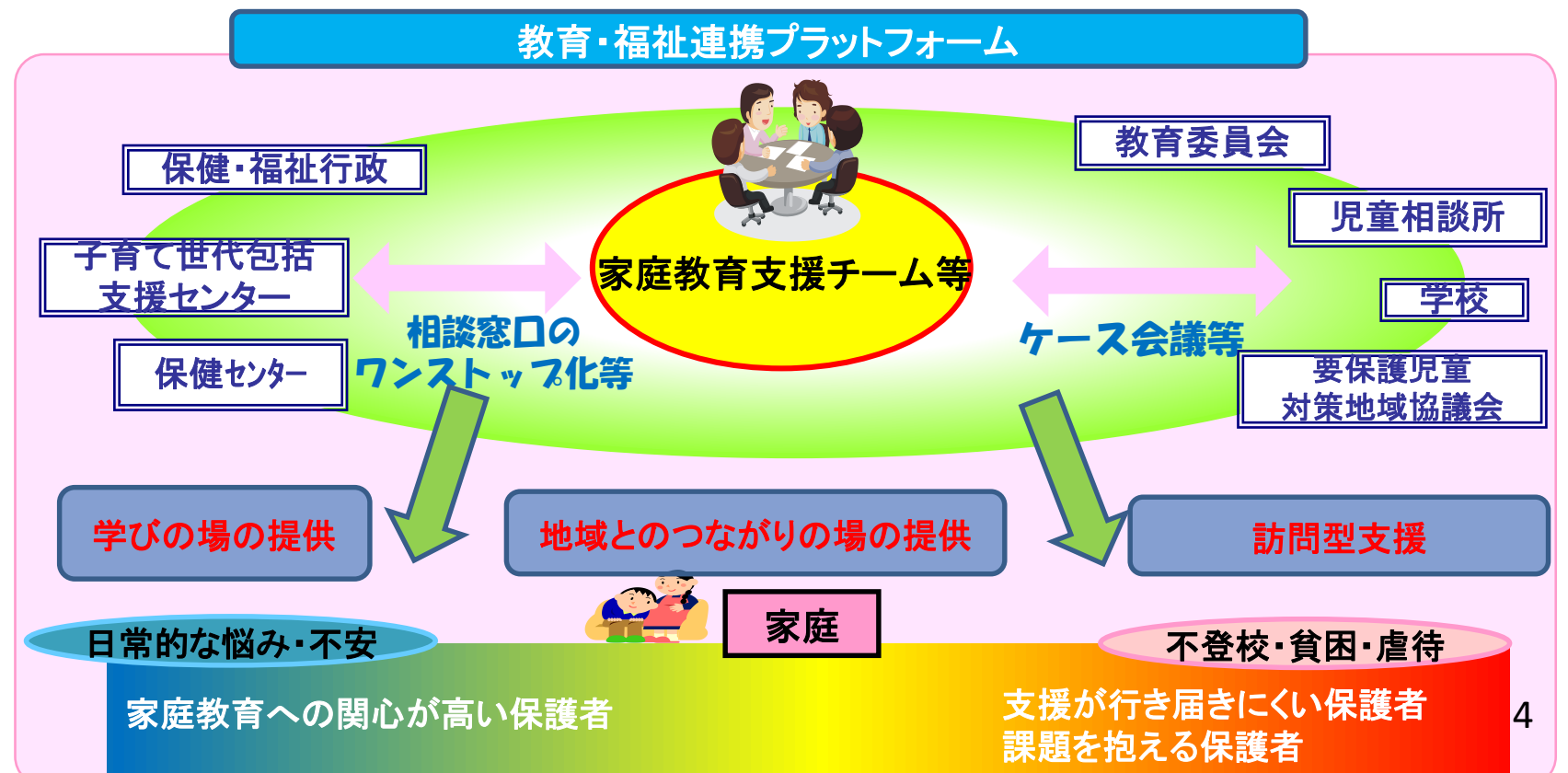
##### ● 訪問型家庭教育支援の実践

地域の課題等に応じた体制・手法を構築し、訪問型支援によるきめ細かな支援を実施。

#### <②子育て支援と家庭教育支援の連携>

##### ● 子育て支援、母子保健等の関係機関との連携による取組の実践

- ・家庭教育支援と子育て支援、母子保健等に関する相談窓口のワンストップ化
- ・家庭教育支援と子育て支援、母子保健等の連携・協働による学びの場の提供等、事業の効果的な企画・運営等を実施。



# 平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(通知)

(平成29年10月30日付け29受文科生第612号)

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、例えば、以下に掲げる取組について実施又は実施状況を確認することを周知。

## (1) 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止にかかる研修を実施すること。

## (2) 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

各学校において、幼児児童生徒の心身の状況の観察、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる主体的活動、教育相談、健康診断を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。

## (3) 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

## (4) 家庭に対する支援

児童虐待の問題の未然防止や早期対応のために、家庭教育支援の取組を実施すること。